

**座 談 会**

**弁護士会の人権活動はいま**

**- 曲がり角での課題と指針 -**

**2009年10月2日(金)**

**日 本 弁 護 士 連 合 会**  
**人権擁護委員会人権ニュース編集委員会**



## 【 目 次 】

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| はじめに―座談会の趣旨と自己紹介  | ・・・・・・・・・・ 1  |
| 単位会の人権擁護委員会の状況と悩み | ・・・・・・・・・・ 2  |
| 改革の試みと若手の意識       | ・・・・・・・・・・ 5  |
| 司法制度改革と人権課題       | ・・・・・・・・・・ 7  |
| 公益活動の義務化の問題について   | ・・・・・・・・・・ 10 |
| あるべき弁護士像とは何か？     | ・・・・・・・・・・ 13 |
| 弁護士自治の意義とその確保     | ・・・・・・・・・・ 18 |
| 日弁連と単位会のあるべき関係    | ・・・・・・・・・・ 20 |
| 弁護士と弁護士会への期待      | ・・・・・・・・・・ 24 |

### 出席者

齋藤貴男 = ジャーナリスト

石田法子 = 大阪弁護士会，28期，現日弁連人権擁護委員会  
委員長

村越 進 = 第一東京弁護士会，28期，元日弁連人権擁護委員会  
委員長

前田恒善 = 福岡県弁護士会，45期

上地大三郎 = 徳島弁護士会，49期

佐藤光輝 = 横浜弁護士会（小田原支部），56期

松本史晴 = 青森県弁護士会，60期

### 司会

福田 護 = 日弁連人権ニュース編集委員，横浜弁護士会，34期



## 《座談会》 弁護士会の人権活動はいま 曲がり角での課題と指針

2009年10月2日

於：日本弁護士連合会

### はじめに 座談会の趣旨と自己紹介

【福田】 それでは始めさせていただきます。最初に私のほうから改めて前置きみたいなことを少しお話しさせていただきます。

2001年の6月12日に司法制度改革審議会の意見書が出されて、法曹というのが国民の社会生活上の医師としての役割を果たすべき存在であり、公共性の空間を支えるという言い方がされていました。現実に裁判員制度が始まり、公的弁護制度も拡大をし、民事裁判もかなりスピーディーにはなった。労働審判制度も導入されたり、「鞆の浦湾」の埋立の差し止めの判決が出ましたが、行政事件訴訟の改革も進むのかという状況があります。

ところで、本日のテーマである人権擁護活動との関係で言うと、法曹人口の急増という問題があって、そういう中で弁護士のあり方が、競争原理や市場原理に流されがちになってきてはいやしないか。基本的人権という、あるいは社会正義の実現という使命のところ、そのところが弁護士会活動の中でもえてして見失われるのではないかという危険性を、われわれ現場で単位会で活動していると感じることが多い。その場合、弁護士自治というのは一体どうなっていくか。単位会での現場ではどうなのか。

日弁連の人権擁護委員会活動というのは、やっぱりすごく活発ですが、ただ、落差が大きいと思うんですね。日弁連で活躍をしている人と、それから単位会で人権救済申立事件の事案に追われている弁護士との間の落差が。その中での本来のあり方というのが見えにくいという感じが、率直に言っています。そんなことを踏まえながら今日の議論をさせていただけるとありがたいと思います。

本日は、コメンテーターとしまして、フリー・ジャーナリストの斎藤貴男先生にお願いをしました。斎藤先生は、日弁連その他の弁護士会の活動については、他のジャーナリストの方よりも、かなり密接なお立場で見ていただいているのかなと思います。また、今日集まっていたいただいた6人の先生方は、大規模会として東京第一東京弁護士会と大阪弁護士会、中規模会として横浜弁護士会と福岡県弁護士会、小規模会として徳島弁護士会と青森県弁護士会から、また、若手、中堅、ベテランを含めて、バラエティのある形でご参加いただきました。

それでは、最初に一言ずつメンバーの自己紹介を、その弁護士会でのお立場を含めてお願いをしたいと思います。私の右隣から。

【石田】 28期です。現在、日弁連の人権擁護委員会委員長をしています。大阪弁護士会では、弁護士登録以来、人権擁護委員、委員長を経まして、平成13年度に副会長を務めました。

【上地】 徳島弁護士会の上地です。49期なので、弁護士13年目になります。徳島弁護士会では、人権擁護委員はずっと最初からいまして、副会長を2度ほど務めました。日弁連では、村越先生が委員長のときに副委員長に引っ張られて、以後現在に至るまで。

## 「座談会 弁護士会の人権活動はいま」

そんな状況でございます。

【佐藤】 横浜弁護士会の佐藤光輝です。横浜弁護士会なんですが、私は80人規模の小田原支部、県西支部というところにいます。56期ですので、入ってから7年目になるのですが、ずっと人権擁護委員会でやっていまして、2年前から日弁連の人権委員会にも出させていただいています。

【松本】 青森県弁護士会の松本です。期は60期になります。9月登録ですので、丸2年終わったところです。

今日はこのような会に参加させていただいて、非常に恐縮なんですけれども、今後自分の何かしらの力になればと思いますので、積極的にやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【村越】 第一東京弁護士会の村越です。期は石田委員長と同じ28期です。第一東京弁護士会のほうでは、昨年度会長を務めました。同時に日弁連副会長もやっておりました。人権擁護委員会は、2001年度と2002年度に委員長を務めさせていただきました。現在、日弁連では憲法委員会の委員長と日本司法支援センター推進本部民事法律扶助制度改革推進本部の本部長をやっております。

【前田】 福岡県弁護士会の前田です。45期です。福岡県弁護士会では今年から人権擁護委員会の委員長をやっております。去年と一昨年、日弁連の人権擁護委員会の副委員長をさせていただきまして、日弁連の人権擁護委員会はどんなものかというのを間近に見ることができて、とても勉強になりまして、後から若干お話ししますけれども、何とか福岡県弁護士会でも活かさないかと思って、改革に着手しております。

【福田】 福田護と申します。34期になります。横浜弁護士会の佐藤弁護士と同じ会なんですけれども、今日は発言者ではなくて、司会という立場です。横浜弁護士会で4年ほど人権擁護委員長をやって、日弁連の人権擁護委員会の副委員長は2年目です。

それでは、内容に入らせていただきたいと思います。齋藤先生、自己紹介を兼ねてお願いします。

【齋藤】 フリーライターの齋藤貴男と申します。今51歳なのですが、学校を出てから、日本工業新聞という産経系の業界紙、それから週刊文春とプレジデントの編集部などを転々として、そういう企業内ジャーナリストとして10年、あと20年完全なフリーでやってきました。ですから、こういう弁護士さんのようなきちんとした立場というのは一切なくて、マスコミの中でも特定の社で長期にわたって体系的な訓練を受けたことも正直言ってありませんし、全くすべて自己流で、その新聞、週刊誌、月刊誌と渡り歩いたのは、自分なりに人事異動したというか、それぞれ違う分野のキャリアを積もうと思ったというのが、一番大きい理由だったのです。外部の視点と言っていたと思いますが、外部も外部、下手をすると、マスコミ業界からもはずれているかもしれないという点はお含み置きください。よろしくお願いいたします。

### 単位会の人権擁護委員会の状況と悩み

【福田】 それでは、進めさせていただきますが、最初に単位会の人権擁護委員会の活動状況を、それぞれ直面する悩みも含めて、簡単にご紹介いただければありがたいと思います。まずは今どんな問題に直面しているか、そこら辺を福岡からお願いします。

【前田】 ご多分に漏れずというのでしょうか、うちの委員会もずっと事件処理委員会に特化した形になっています。今年の5月の定期総会で、福岡県弁護士会における人権救済機能の抜本的拡充に向けた決議というものを出示いただきました。逆に言えば、こういった決議を出さなければならぬくらい弁護士会の状況は危機的状況にあるという現状認識があります。

具体的に委員会の出席人数が非常に少ないということが、やっぱり大きな問題としてあると思っています。委員会の委員の人数自体は、今年は140人ぐらいいるんですが、毎回の出席者がその10%に満たないんですね。しかも、それもずっと最初から最後までいってくださるというわけじゃなくて、自分の報告が終わったら帰られるということですから、結局のところ、委員長と副委員長数名がいて、あとはお客さんみたいに自分の発表が終わったら帰るという状態です。冒頭、事件処理委員会というふうに申しましたけれども、そういった様相を呈していますので、逆に世間としても福岡県弁護士会の人権擁護委員会に何か人権課題を持ってきて解決してもらおうというふうなことも、残念ながらあまり考えていらっしやらないだろうと思います。

だから、われわれとしてもいろいろな仕掛けというか、外に向けて発信が必要だと思っていて、今、人権救済申立事件として係属している「いじめ・不登校」事案をとっかかりとして、きちんとした結論を出した後で調査に当たった弁護士を中心としたシンポジウムをやるよう考えています。

【上地】 徳島の人権擁護委員会も同じですね。事件処理委員会というか、もっぱら人権救済申立事件の申立があれば、それを調査して結論を出すという、本当に受け身です。何か問題意識を持って課題を設定して何か活動するということは全くなくて、人権救済、たまにやるのが110番、非正規雇用、生活保護のホットラインとか、そういう依頼があればやりましょうかというぐらいの話です。

現在委員の数は、今年は30人ですから、ちょっと減らしたんですけれども、昔はもう少し多かった。やっぱり刑務所案件が多くて対応しきれないということで、かなり数増やして、今年は30名に減らしたんですが、やはり悩みとしては出席者が最近少ないなということは感じています。この前出たときには3分の1ぐらい、福岡ほど極端ではないですけれども、でもやっぱり他の委員会の出席率に比べたら低いんですね。正直、何て言うか、皆さん徒労感を感じて、やりがいもなくしちゃっているのかなというふうなことで、活性化からはほど遠い状況で、先ほどの日弁連との落差という話がありましたが、本当に落差は激しくて、人権といえば刑務所問題というのが徳島の一般的な認識で、正直言って皆さん嫌がっているのが実情です。

徳島の状況を言いますと、徳島でもほぼ強制加入です。僕も登録したときは、10個ぐらい当然のように委員会に入らされていて、今も変わりません。人権と刑弁と子どもと消費者と犯罪被害者とか、その辺はとりあえず若手は全部入れというふうなことでやっています。これまではそういうのは上がやっているから、下も当然やるものだというふうな意識で来ていますけれども、今後どうなっていくんだろうかと。また後でそれは話したいと思います。現状としてはそんなところですよ。

【石田】 大阪弁護士会の人権擁護委員数は大体150～60名です。委員会は、人権救済審査、自由権、刑事手続、医療、社会福祉、国際人権、両性、ホームレス、総務との9

## 「座談会 弁護士会の人権活動はいま」

つの部会から構成されていて、国際人権、両性、ホームレス、医療等、部会としては非常に活発にやっていますが、やはり全体委員会となると、出席者は本当に福岡と同じで、正副の他は報告者が来ているみたいなパラパラとした状態です。全体委員会は刑務所関係の救済申立事件の審議が中心になりますので、やっぱりおもしろくないということで出席は少ないと、そういう状態です。

人権擁護委員会以外の人権関連委員会、子ども、消費者、環境問題そういう人権関連委員会もたくさんありますので、その総体としての人権活動という点で見れば、大阪弁護士会はかなり頑張っているのかなというふうなところですよ。

【佐藤】 私は人権委員会全体を俯瞰するような立場ではないので、割と感想的な部分にはなってしまうのですが、ここ日弁連に来るまでは、やっぱり私も人権委員会って事件処理をする委員会だという認識でした、正直なところ。他に何をやるんだろうというのはよくわからないまま、とりあえず事件委員会に組み込まれて、事件処理をして、それを発表してという形で。ただ、私は事件処理の関係ではないときもたまに顔を出していたので、なぜか日弁連にも来るようにはなったのだと思うんですが、基本的には私と同じような立場に入っている人は皆、事件処理の報告があるとき、発表があるときに委員会に出てくる。それぐらいのイメージでしかないと思うんですね。で、人権委員会って要するに刑務所に行き、受刑者のわがままを聞いてくるところだなど、そんなのやってられないよというのが、正直な一般会員の感想ではないかと思えます。

こういう状況からすると、人権委員会、単位会としての活発化というのは、かなり難しいのかなというふうな気がしていて、本当に日弁連に来て、いろんな議論をされているのが、すごい新鮮だったし、とてもついていけないですし、最初は何を言っているのかさえわからないような先端の議論をされていたので、何でこんな違いがあるのだろうというのが、本当にびっくりしました。多分単位会の人権委員会に入っていらっしゃる方も、日弁連がこういうところだということをみんな知らないのだろうと思います。どうしたらこの日弁連の活動を各単位会にフィードバックできるのかというのは、本当に難しいなというふうに感じています。

弁護士になった以上は、皆さんやっぱり人権擁護というのは根本に持っていらっしゃる方のほうが多いだろうとは思いますが、持っていない方ももしかしたら最近はあるのかもしれないですが、だからそういうのを呼び覚まして、みんなが議論できるような課題が何かあるのかということを探していかなければいけないのかなと思っています。

【村越】 私、一応一弁の委員に名前は連ねているんですけど、ほとんど委員会には出れていないので、正直今現在の委員会の状況を正確にご報告できないのは申し訳ないのですが、今まで出たお話と同様に、一弁も決して活発とは言えないという状況があります。それは共通だと思います。

委員は100名です。大きく言うと事件部会と特別部会というふうに分けていまして、特別部会が7つあったと思いますが、その中の幾つかは活発にやっています。最も活発にやっているのは国際人権部会で、一弁でやっている外国人相談を基本的にこの部会が担っており、そのケースの研究をやって、まとまった段階で本を出すという活動をしています。ここが一番継続性があって、若い人も惹きつけていますね。あとは一弁の場合、まだ「両性の平等」が委員会から独立していないというか、独立させるとさらに委員会が形骸化し



て、女性がいなくなってしまうもので、「両性の平等」を人権委員会の中の部会にしていますので、ここで何とか女性委員を引き留めています。ここも相談をやったり、DVの本を書いたり、離婚の本を書いたりという出版活動をやっているのです、ある程度安定して継続的な取り組みができ、人もいるという、そんなところかと思います。

【松本】 人数とか正確な数は把握していませんが、おそらく青森県の人権擁護委員会は20名ぐらいはいると思います。そのうち、おそらく10名ぐらいは、月一回必ずある人権委員会に参加されていると思います。

私も今佐藤先生のお話を伺ってはじめてわかったんですけども、事件処理をするのが委員会の活動だと、たった今まで思っていました。実はそうではないんだということがわかったので、やっぱりいけないんだということがはじめてわかりました。ただ、青森では弁護士が全部で72人いるんですかね、その半分以上を50期以降の弁護士が占めてまして、これまではほとんど人権擁護委員会で実働するという人が5人ぐらいしかいなかったということのようなんです。私たち50期後半から60期にかけて、かなりの数の弁護士が入ったものですから、実働をする、実際フットワーク軽く動くことができるという人たちが入ったということで、おそらく従前に比べれば、他の先生方の所属している単位会に比べて、活性化はしているのだろうというような認識ではとらえていました。ただ、今佐藤先生のお話聞いて、それだけではだめだったんだというのがわかったので、何とか今日知ったことを若い弁護士とかに知らせていって、これではいけないんだということを何とか啓蒙できたらいいのかなと、今思いました。

【福田】 斎藤先生、今皆さんがお話しされたのは、人権救済申立事件の対処、処理の問題なんですね。全国の弁護士会全部合わせると、1000件以上おそらく申立があります。そのうちの8割ぐらいは刑務所の件という、そういう流れになっていて、われわれも刑務所事件が決して小さい問題だとは思ってなくて、それこそ徳島刑務所事件のような大変な問題が起こったりしているので、それに力を入れていることは事実なんですけれども、やっぱり件数が多すぎて、それに追われて他のことに回らないという状況があるんですね。

ちょっと今までの話を聞いていて、何かご感想があれば伺っておきたいのですけれども。

【斎藤】 ご謙遜もあるんでしょうけれども、そんなに活発でないというのには、正直びっくりしましたね。福田先生のところとか、いろんなところで呼ばれて話をしたときには皆さん熱心に聞いてくださいましたし。ちょっと大ざっぱな話ですけど、私は一定以上の教育を受けて、かつ、金をもらって権力に楯突ける商売というのは、大きく4つあると思っています。1つは弁護士、それから大学の先生と学校の先生と僕らマスコミ。基本的にみんな一様に今だめになってきていると思うんですが、その中では弁護士さんたちは一番、お世辞じゃなくて頑張っているというふうに認識していたものですから、やっぱりそういう中でもかなり内部からぐらついているというお話は、正直ショックを受けています。

### 改革の試みと若手の意識

【福田】 そういう問題に現場で取り組んでおられる例が、福岡県弁護士会なんですね。それでさっきお話があった人権救済機能の抜本的拡充を目指すという、そういう会の決議を最近上げられたということなのですが、ちょっとその経緯をお話しただいて、問題提

起をもうちよっと深めていただけますでしょうか。

【前田】 まず、その根本にあるのは人権救済申立事件の滞留件数が227件になっていたわけですね、去年の6月に集計した段階だったんですけども。これだけの件数が滞留しているということは、全然機能していないと言わざるを得ない。申立件数も実は多いんです。単位会としては大阪弁護士会に次いで2番目に多いということは言えるんですけども。ただ、なかなか事件処理が進まないのはなぜだろうかということから、それがいろいろな要因はあるけれども、委員会がやっぱり活性化していないと。そこら辺で委員会改革も必要だろうと。ないしは、他に事件処理をもっと合理的に迅速に進めるために、特別に何かを作らなければいけないのではないかという話もありまして、特別人権救済室というものが設置されました。これは、滞留案件を担当している弁護士にいろいろアドバイスをしながら処理していこうという、そういった制度に基づいてつくられたものです。

ただ、滞留案件を処理するだけでは、委員会活動は活性化しませんので、委員会への出席率を上げるために工夫をしました。具体的には、委員会に先立つ事務局会議のやり方を日弁連の正副委員長会議を参考に大幅に変えました。当然のことながら、副委員長と事務局長で構成される事務局のメンバーにはかなりの負担となります。ただ、これにより、委員会では審議事項を絞り込めるので、活発な議論が行えると考えました。そして、議題については従来の「審議事項」「報告事項」に加えて「調査・研究事項」に3分し、この「調査・研究事項」においては、大体1時間の枠で、子供の人権、表現の自由、拘禁施設といったテーマで、外部講師などを招いての勉強会や懇談会を行っています。

ところが、結果蓋開けてみたら、あんまり出席者が変わらないんですね。だから先ほどちょっと話が出ましたけれど、若干徒労感がわれわれにもあるのですが、やはりこれはいくら内容をわかりやすくしても、何やっているのかわからない、ないしは、来て達成感とか充実感がない委員会というのは、魅力を感じられないんだなというのもありまして、冒頭申し上げたシンポジウムとかいろいろ仕掛をやって、ないしは対外的アナウンスですね、こういうことをやっているんだ、注目も浴びますよというのをやって、魅力のある委員会にしていかないと、なかなか人が来ないんじゃないかなと思います。

話が先走りするかもしれませんが、若手はしっかりやってくれています。だから、幸い福岡の場合は中規模会で、いっぱい人は来ますので、あとはわれわれがいかに委員会を魅力的にして、そしてその人たちを定着化させるかという、自分たちの努力にかかっているという認識です。以上です。

【福田】 人権救済関係の調査室というのは、多分全国的に日弁連がはじめてつくって、大阪がそれに次いだということでしょうか。

【石田】 大阪は、過去滞留事件数を発表することも恐ろしいほど滞留があって、10年近く前は昭和の事件番号の事件があるとか、すごかったんですけども、人権救済の調査室をつくって、もちろん督促をし、お尻たたきも激しくやるんですけども、それでもなおかつ出てこないやつについては引き取って処理をして、だいぶ減りました。それで、去年、日弁連で、全国人権擁護委員会委員長会議をやりましたよね。そのときに滞留の数字もようやく発表できたのですが、ようやく福岡並になりました。

ところが、最近また滞留しているようです。それは、弁護士のほうが頑張って処理しても、今度は事務局の手がいっぱいになって、そこでの事務処理が進まないということのよ

うです。弁護士だけではなく、事務局のほうの体制も考えなければ、処理は進まないということですよ。

【福田】 人権救済申立事件の処理という問題、それに追われて他のことに手が回らないという問題も、大変大きな問題ですが、若手の問題、佐藤さん、松本さんが若手ということになるのかなと思うんですけども、先ほどの話だと、それほど人権問題、人権活動について、若手の方々が人権離れと言われるほどでもないようなふうにお聞きをしたんですけども、いかがですか。

【佐藤】 私のほうから。人権離れじゃないように聞こえたというよりも、多分人権に関することは何かやっていたいと心で思っている人は多いんだろうと思うんです。多いんだろうと思うんですけど、それが具体的活動として、人権委員会の活動が人権に関するものかというのが、人権委員会にはいることと人権擁護活動をするということとが、何か一致しないんじゃないかなというところがあります。日弁連でやっているような継続的な調査研究とか、そういうのってすごい人権っぽいなという感じはあるんですけど、事件委員会の活動というのが、何か人権救済は人権救済なんですけれども、何か憲法的な人権論みたいな話じゃないような感じが、特に刑務所案件はするんですね。ですので、心に描いている人権活動というのと、人権委員会がやっている活動というのが、どっかでズレがあって出るんじゃないかなというイメージがあります。

それとともに、若手の弁護士、若手に限らないんでしょうけれど、忙しいです。刑務所まで会いに行ってしまうというのが結構な負担ではあります。

【福田】 青森の状況、若手の方、特にどんな意識でしょうか。

【松本】 私も佐藤先生と同じように、やはり弁護士である以上は、人権問題とは何らかの形でタッチしていないといけないというふうには、おそらく私の同期の連中も考えていると思います。ただ実際、刑務所の問題、青森の場合も9割9分9厘刑務所の問題しかないものですから、私が入ったときにはもう既にそれでいっぱいになってしまっていて、当然人権擁護委員会というのは、刑務所の問題を処理するだろうということをイコールで考えてもおかしくないぐらい、もうすり込みがされてしまっているのだから、果たしてその問題が人権救済につながっているのかなという、やっぱりクエスチョンを付けながらやっていると思います。

ただ、あくまでも私個人の意見としては、おそらくそういう問題を1つひとつ解決していく中で、何らかの大きな事件というのは必ずどこかでぶつかるだろうと。そのための備えて一生懸命やらないと、やっぱり今の段階で一生懸命やっていかないと、本当に人権問題にぶつかったときに、適正な処理ができないのではないかというようなことも考えていますので、そういった意味ではリンクしているのかなというニュアンスでいます。

【石田】 確かに人権救済なんて、砂金をすくうようなところがありますね。

【松本】 ごろごろといっぱい落ちていたらまずいと思うので、なので言葉は悪いですけども、些末だと思われる問題も一生懸命やって、その中から1つ何かごそっと出てきたら、大変だというときのために、毎日コツコツ1つずつやっていくしかないのかなというふうには、ある意味割り切っているやっている部分もあります。

## 司法制度改革と人権課題

【福田】 斎藤先生，少しこういう弁護士会内部の議論になってきてしまっていますが，ここら辺で少し目先を変えて，冒頭に私が申し上げた司法制度改革とか，それからその中の弁護士人口の急増とか，そういうのと，それとそれから弁護士に期待されるべき人権活動，そこら辺を斎藤先生目から見て，少しまとめてお話をいただけませんかでしょうか。

【斎藤】 釈迦に説法の部分と，あとは司法制度改革はいろいろ立場があるので，全部受け入れていただけるかどうかわかりませんが，私は，司法制度改革は新自由主義の象徴というのか，それが実際に動き出してみると，全くそのとおりなんだというふうに最近は思っています。

弁護士人口の問題は，やっぱり地域差があるし，青森みたいにすごく少ないところもあるから，全体にもうちょっと増やそうよという考え方がおかしいとは思わないんですが，ただ，実際的手段としては法科大学院であったりとなると，やっぱり人権擁護というのが私は弁護士の第一の存在意義というのは，人権擁護にあると考えているので，そういうのとはだいぶ違ってきちゃうんじゃないかなと思うんですね。

「ビジネスロー・ジャーナル」という雑誌の2008年10月号だったと記憶していますが，法科大学院の特集をしていて，要するに法科大学院にどういう人が行くかということで，企業に取材していたんですね。企業から派遣するとかということで，例えば三井物産だとか，何かノンバンクみたいな会社の法務部門が取材を受けていて，そういう人たちの言葉を聞いていると，人権擁護とかそういうところとはかけ離れているわけですね。当たり前と言えば当たりの話なのですが。どこかの法務部が言うには，法科大学院を卒業した人を法務部が採用する場合，要するに何も考えていない人間に来てほしいという趣旨のことが，つまり法律家として何か確固たる信念のあるような人は迷惑であると，わが社に染まっていたきたいという，その上で法律知識や技能を生かしてほしいんだという言葉が出ていて，聞かなくてもわかっていたことではありますが，正直なお答えだったんですね。その特集が想定した読者は法務部へ就職したい人なわけだけれども，その中で弁護士資格を取る人なんかが出てくるわけですから，弁護士全体の中に占める人権にあまり興味がない人，企業の権益擁護というのを第一の目的にする人というのは，確実に増えていくだろうと。

また，刑事司法がうまく機能していないから裁判員制度だとか，最初のとっかかりというか，提案理由は必ずしも悪くないけれども，実際の運用を見ていく限り，権力にとって都合がいいというやり方が，あまりにもまかり通っているというのに，非常に危惧を覚えています。刑事司法が絶望的で，要は推定無罪だとか，被疑者の権利が守られていないとか，捜査機関の追認になっているんじゃないかというようなことがあって，その絶望的だから何とかしようということであれば，そういう現状というのを何とかするための裁判員制度でなければいけないわけですが，これも裁判員法の第1条には，司法の理解を国民に広く理解させるためだというようなことが書いてある。ということは，現状を完全に肯定した上で，それを国民に周知徹底させるという目的になっていて，まさに実際に行われていることはそうなのかなと受け止めるしかない。だから，市民の司法参加と言うんですが，例えば記者会見で裁判員になった方の話を聞いていると，いい経験になった，などということを手平と言われる。そんなことのために裁判をやられたらたまらないわけですが，そういうふうに単に権力に取り込まれる形になってしまっている，という状況は否定

できないと思うんです。

要は、新自由主義というのは、何でもかんでもビジネスの分野に乗せていくことに他ならないわけですが、司法もまたそういうことになってしまっている。

これもさっきの4つの職業なんて言いましたけれども、これは僕らジャーナリズムが置かれている状況とよく似ていて、ジャーナリズムの場合はいろんな言論統制とか何とかいう以前に、完全に商売としてだめになったので権力や金のあるところにすり寄ってきているんですね。プラス Google みたいなものの発達でああいう著作権だとか、プロフェッショナルということが否定されているのに、それに抵抗できない。あるいは、コンテンツなんていう言葉が一般的になりましたけれど、あれなんかは本来、記事や番組を使って商売する営業や広告部門の言葉であるはずなのに、記者だとかディレクターまでがそういう言葉を平気で使うようになってきている。何かプロとしての誇りがどんどんどんどん削られてきているところに、共通の問題点があるのだと思います。

司法制度改革について言えば、それはプロフェッショナルということ、プロの職能集団という側面を破壊する機能を帯びてしまっているという感じです。それに対して日弁連、弁護士さんたちの抵抗がちょっと弱いのではないかということですね。

【福田】 村越先生、今斎藤先生から、企業の中での法律家の役割みたいなことを言われましたが、司法制度改革の中で弁護士の職域の拡大という議論があって、そういう問題と弁護士の人権擁護という職責との関係をどのように考えたらよろしいのでしょうか。

【村越】 その前に、新自由主義とか、そこら辺の認識はかなり、斎藤先生共通なんです。司法制度改革、あるいは法曹人口の点については、だいぶ認識が違います。

日弁連が柔軟すぎるという見方については、日弁連はこの間非常に機能強化をしてきており、人権も含めてプレゼンスを高めているというふうに思っていますので、かつては人権を一生懸命やったけれど、最近はだめになったみたいなことではないと思います。

それは置いておいて、今の話で、企業に取り込まれる弁護士が増えるという、その非常に一部だけを議論するのは、どうかと思います。法曹人口増大は、司法過疎の解消ということにもつながっている面もありますし、プラスもあればマイナスもある。全体として見てどの程度、どういうあり方がいいかということを実際に考えていかなければいけないテーマなので、ごく一部の事象だけを取り上げて一面的な決めつけの議論はできないと思います。

【福田】 弁護士人口が増大をすることと、弁護士会の人権活動という点とのかかわりについて、そこら辺については、村越先生はどんなふうに見ておられますか。

【村越】 一弁の新入会員が二百何十人とか一週に入ってくるわけですね。これは本当に弁護士会として大変です。私28期ですけど、われわれの頃は、一弁に入るのは30人か40人、これは同期みんな顔も見える。集まって忘年会とか新年会とかもできるということで、その中での自ずからあるべき像とか、切磋琢磨とかそういう機能も同期で果たすことができたんですが、200人とかになると、顔も名前もわからない。この人たちを会に、人権に限らず弁護士会というところに結集して帰属感をもってもらう。会務に参加してもらうことが困難になっていると思うんです。人権活動どころじゃなくて、弁護士会、あるいは会務一般に関心をもって参加してもらうために弁護士会がどのくらい力を注がないといけないのかというところが、ものすごく問われていて、そこをしっかりやらない

と弁護士会はバラバラになってしまう、弁護士自治の前提が崩れてしまうのではないかと、  
というぐらいの強い問題意識、危機感を持っています。

そして、そもそも会員が会への帰属感を失い会務活動自体に参加しなくなってしまうと、  
人権活動どころではなくなりますので、いったい弁護士会の人権活動はどうなるのかとい  
う心配があります。けれども、そういう問題なのであって、全体状況を飛ばして、法曹人  
口増大で競争が厳しくなって、仕事に追われ、人権なんか手が回らないという、そういう  
短絡的な話ではないという気がしています。

若手対策という言い方は若手の先生に怒られますけれども、やっぱり若手会員とどうつ  
ながりを持って結集していくかということが、非常に大事な段階になっていて、それは、  
10年後に弁護士会が存在するかどうかというくらい重みを持っている課題だと考えてい  
ます。そして、そのことがきちんとできないと、人権委員会も前提が崩れてしまうなとい  
うふうに思っています。

### 公益活動の義務化の問題について

【福田】 今のお話と公益活動の義務化の問題、若干リンクをするのかなと思うんですが、  
いかがですか。

【村越】 一弁に関して言えば、資料がありましたけれども、多分公益活動の義務化を最  
初にしたのは、平成12年で、18年か19年に公益活動の範囲を拡大し負担金を入れた  
んですね。そもそもの問題意識は、公益的活動をやらない弁護士が増えているから義務化  
してやらせようということではないと思うんです。より積極的にこういう社会の中で弁護  
士が役割を果たしていこうじゃないか、そういう人を増やそうよという感じです。現状を  
否定的にとらえて、それに対する対策として義務化を打ち出したということ、では多分あ  
りません。よりもっと前向きに時代のニーズに応えてやっていきたいと思いますというこ  
とで、こういう制度を出してきたということです。

【福田】 各単位会で、特に大きなところが公益活動の義務化という言い方、それがいい  
か悪いかという問題もあるんですけども、そういう制度を導入してきているところがあ  
ります。多分一弁が平成12年で一番最初になるんでしょうか、導入をなさって、その問  
題意識とか、そのねらいと現状の評価、ちょっとそこら辺からお話いただけませんか  
でしょうか。

【村越】 私も、平成12年当時の議論に十分精通しているわけではないのですが、あの  
ときは公益活動の範囲は極めて狭くて、国選と当番とクレサラ相談ですかね。この3つで  
した。それはその3つのことを当時やる会員があまり多くないということがありまして、  
その3つの分野をきちんと担ってもらわないといけないということで始まったのではない  
かと思います。19年に範囲を拡大して、かつ、負担金を導入したのですが、そのときの  
問題意識は、その3つだけの公益活動では三千何百人いる会員がやれるわけがない、件数  
が少なすぎるわけで、やってくださいと言いながら、対象がこれしかないのということ  
では矛盾しているということでした。もっと公益活動の範囲を拡げ、委員会活動等も公益活  
動に入れた、プロボノも公益活動にしたわけです。総会の提案理由は、司法制度改革審議  
会の意見書を引いていまして、弁護士がより積極的に社会の中で公益的な役割を担って  
いかなければいけないと述べています。

現状では、負担金を払っている、つまり公益活動をやらない人は500人ぐらいですね。3000人ぐらいは何らかのことはやっています。そういう状況をどう評価するかなんですが、まあまあ制度を導入して、みんながいろんな公益活動を少しずつ担うという方向にきているということで評価できるというのが、一般的な受け止め方ではないかと思っております。できるだけ500人を減らしていきたいということです。

ところで、負担金によって2500万円、会の収入が増えています。2500万をどう使うかということで、去年私が会長のときは、半分を司法改革基金というところに入れて、半分を公設事務所の基金に入れました。これが毎年コンスタントにあるのかないのか、非常に難しいところですが、なくなることを目指しております。

【福田】 負担金ゼロがあるべき姿ですね。大阪のほうをちょっとご報告いただけますか。

【石田】 大阪は、平成10年に会員の公益活動に関する規定を定め、毎年少なくとも1つ以上、対外的な公益活動、法律相談、国選当番、法律扶助、そういう公益活動か、あるいは委員会活動に参加するものとし、参加義務を明示していました。ただ、義務の履行を確保するという制度がなかったんです。平成19年4月から義務化され、負担金や制裁の項目も入れてかつ活動の範囲が広がりました。

制定に至る議論の状況は、東京の弁護士会と同様です。公益活動への参加状況ですが、去年は、会員総数が約3260名。そのうち2割ほどが免除規定の対象者ですので、8割ほど約2400名が参加義務者で、そのほとんどが参加しています。参加していない会員は120～30名で、かなり多くの会員が参加しているという状況です。不参加者からの負担金の支払による収入は、昨年は600万円でした。

【福田】 とりあえず一通り、横浜が今年度から分担金制度を始めましたね。

【佐藤】 この資料に書いてあるとおり、平成19年12月4日の総会で会規が定められて、今年の4月から実施されているという状況です。横浜はポイント制でして、委員会に一回参加すると1ポイントとか、当番一回行くと1ポイントとかということで、ポイントを数えています。12ポイントに満たない分について、1ポイント1万円のお金を払ってくださいということなんです。その分担金を払わないと、氏名の公表等の制裁がありますという仕組みになっているみたいです。

【福田】 会員の受け止め方、特に若手の人はどんなふうですか。

【佐藤】 若手は法テラスをかなりやっているんで、12ポイントいかないということはずないんですよ。法テラスがほとんどポイント付いちゃいますので、若手はあまり気にしていないですね。やっぱりこれまで会務とか全然やっていなかった割と年の上の方で、なおかつ法テラスに反対の方はかなり危ないみたいですので、気にしているようではありません。

【福田】 徳島とか青森からすると、こういう制度というのはどういうふうに映りますか。

【上地】 不思議ですよねというか、率直に言うと。事情が違うので、ある意味しょうがない部分もあるのかなと思うんですけども、徳島は先ほど申し上げたとおりで、入会すると同時に所属委員会が決まっているような状況でしたので、ある意味やるのは当たり前という意識なんですよ。実際、我々の上の期の方も一生懸命されていて、そういう姿を見て、我々もやらなければいけないなと思っていましたし、また若手が入ってきているので、やっぱり我々もそういう姿を見せていかなければいけないなと、そういうことで

ずっときてます。

業務の内容についても、例えば法テラスなんか普通の業務なので、これが公益活動といっても、私はなかなかピンと来ないですし、クレサラとか国選とか、やっぱり弁護士がやるしかないわけですから、当然そうなると誰かサボれば他の人に負担がいく。我々顔が見えますので、やっぱりそれはいかんだろうと。やると決めた以上は、みんなで担わなければいけないんじゃないかというコンセンサスがあって、皆さんブーブー文句は言うんですが、やると決めれば協力するという雰囲気がかとして伝統的にあるんですね。なので、これまでは割とそういうことでうまくいってしまっていて、義務化なんていう話は全然話題に上らないというか、事実上義務化なのかもしれないかもしれませんが。

でも、それはそれで一応そういうふうに振れば、ちゃんと若手の方も出てきてくれます。先ほど若手の人権離れという話もありましたけれども、人権委員会離れというのがあるのかもしれないが、他の委員会については熱心にされている方も多いわけです。子どもとか消費者とか民暴、犯罪被害者、いろいろありますけれども。ただ、最近、徳島でも議論すると、やっぱり弁護士数が急増してきていますので、大単位会とは桁は違いますけれども、増えてきている中で会への帰属意識といいましょうか、このままの雰囲気を果たして保っていけるんだろうかなという、若干そういう危惧は抱きつつあります。まだ現実化はしていませんけれども。

やはり弁護士をやっていて、弁護士会の存在って僕は大きいと思うんですよ。弁護士がいろいろ活動していく中で、弁護士に対する信用って、まだまだ僕はあると思うんです。それは、やはり会の活動とか公益的な活動をやることによって信頼が維持されている部分があって、それがみんながめいめい勝手好き放題やり始めてしまうと、危機的な状況になっていくのかなという思いはあります。

【松本】 私もこのような負担金の制度があるというのは、今日はじめて知りました。法律相談ですとか、国選や当番や法テラスのものは、仕事の中に当然に組み込まれているというふうに私は認識していましたので、私が弁護士登録して、確か1週間か2週間後にはすぐ法テラスの相談に行ってくれと言われて、頭真っ白なまま、それでも弁護士のふりをしなければいけない。回答にだいぶ困って、頼りない相談だったんだろうなということもありましたけれども、いきなりそのようにやれと言われて、こちらもそれなりの意識ができるので、弁護士としてやっていかなければならないということは、併せて人権問題についても考えていかなければいけないんじゃないかなということ、いきなり植え付けられたような気がしたものですから、そういった意識が今もまだ続いているんだろうと思います。

先ほども言いましたけれども、青森では若い期の先生方がどんと一気に増えていますので、おそらくフットワークが軽くてこれからいろいろ活動をしていけるだろうということで、おそらく盛り上がっていくのではないかなというふうには予想しているんですけれども、ただ、例えば会合で集まれば、ただ若い先生たちだけでドーッと集まってしまって、何か系統だって動くとか、そういうことがないので、もうちょっと上の期の先生方に、誤解を恐れずに言うと、うまく使ってほしいというか、もうちょっと整理した形で、あなたはこの分野、この分野と、うまい使い方をしてもらったほうが、私たちの活動、活躍の場があるんじゃないのかなと、青森県の中では何となく漠然と私はそのようなイメージでいます。



若い期の先生が多くいて、ワッと活動がこれから盛り上がっていく反面、言っているのかちょっと疑問なんですけれど、期の上のあまり熱心じゃない先生方が目立ってしまうということに多分なと思います。今度若い期の先生がいっぱい増えたおかげで、あの人が誰だろうなということも、おそらく期の上の先生方は多分そういうことで参加しづらくなってきているのではないのかなという感じもするので、その辺をうまく取り次いでいただける、50期前半の先生方も、青森県ではそんなに多くないので、下手したら二極化をしてしまうような問題もあるのかなと。70人ぐらいしかいない狭い世界ですので、もうちょっとお互い知って、いろんな経験談も聞けたり、昔はこういう人権活動をやっていたんだけど、今はやっていないのかと言ってもらえたりするという環境もあっていいのではないかなと考えています。いまだ見たことがない先生もいらっしゃいますので、その辺うまくいけば、青森県ももっと盛り上がるのではないかなと考えています。

【福田】 福岡ではあまりそういう義務化の話とかありませんか。

【前田】 今回この話があったので聞いてみましたけれども、その方向はないです。

【福田】 500人超えるとフェイスツーフェイスの関係というのが成り立たなくなってきて、誰が何をやっているのか、お互いにわからない。みんなが誰が何をやっているかわかっていると、やらないわけにいかないという規制が働くんだけど、それが働きにくくなっていくのかなという感じがして、横浜弁護士会もそれでというのが1つあるのかなと思っていたのですが、福岡がいまだにその必要がないとすると、それはどうしてなのでしょう。

【前田】 さっき上地先生のお話があったんですけども、それをもう少し人数が多いけれども、幸いとすればまだかろうじて機能しているところじゃないでしょうか。やはりわれわれの意識としても、実際の当番弁護士が来たら必ずやる、国選を拒否するようなことはできないというような、そういう認識はかなり共通化していて、それが幸い下の期にも行き渡っているのではないですかね。やっぱり上がやるから下もやるのが当たり前というか。だから、さっきもう1つの話として、人権離れはないと、人権委員会離れはあるけれどもというのは、福岡においてもそうだという危惧を認めざるを得ない。だから委員会を頑張らなくちゃいけないなと思っているんです。

というのは、さっき数字を出しましたけれども、人権擁護委員会の出席率は確かに10%に低迷しているんですけども、例えば子どもの権利委員会とか20%以上なんですね。人数はそんなに多くないけれども、また両性の平等委員会もやはり同じぐらいのパーセンテージなんですね。ちなみに、消費者委員会とかになりますと、30%とかかなりの出席率で、あと合宿をやっても60人ぐらいの泊まりの人が出るらしいですね。ちなみに、人権擁護委員会は10名泊まりが出ればいいぐらいで、それぐらい活性化という点では違うなと思います。これは委員会のやはり魅力の問題かなと。

だから、話が戻りますけれども、全体としても幸いというプロボノ活動もちゃんとやるべきであるという認識が、まだ残っているんじゃないかなと、福岡では思っています。

### あるべき弁護士像とは何か？

【福田】 そうすると、この座談会の一番最初で、人権委員会はそんなにも危機的な状況にあるのかというお話があったけれども、人権活動そのものについては、若手も含めてそ

んなに離れていっているわけではない。ただ、弁護士の人数が増えてくると、どうしてもその結集軸みたいなものがつかみにくくなっていく。それも含めて人権活動、公益活動の分化とか、そういうのが大きい会ではある程度導入が進む。なんかそういう構図が大まかに言うと見えそうな気がします。

じゃあ、弁護士と人権とのかかわり方で、弁護士のあるべき姿というのは何なのかというのに立ち戻って、もうちょっとだけ議論をしておきたいなと思うんです。資料としてお配りした弁護士モデルというものがあります。弁護士のモデルとして「在野モデル」と「プロフェッションモデル」と「ビジネスモデル」という、大きく言うとそこら辺の3つのモデルを挙げています。

最初に斎藤先生、外部からご覧いただいている、弁護士としてどういうモデルというか、あり方が理想的に考えられるか、考えるべきなのか。あるいは何が今の弁護士にとって不足していると思われるか。そこら辺をお話ください。

【斎藤】 全部いずれも必要ないということはないので、プロであり、ビジネスであり、ということだと思えますけれども、あとはそれぞれの重点の置き方なんでしょうが、僕はやっぱりビジネスを最優先にはしてほしくないと考えています。人によってはあまりお金取らないでやっちゃったとか、そういうことは常にあるんでしょうけれども、そういう部分、つまり世の中全体からそういう部分がなくなっているがゆえに、せめて弁護士ぐらいはそういう部分を残しておいてもらいたい。それでも、儲からなくてもやる動機付けというのは、結局それぞれの弁護士さんのプロ意識というか、使命感というのか、そういうことになってくる。

公益活動のようなものは、大都市部では放っておくと人が集まらないので、義務化も最終的にはやむを得ないと思っています。それはやっぱり弁護士会というものがあって、それは職能集団としてきちんと認められていて、やっぱり資格が必要で、バッジを付けている以上、何かしらの縛りがあるのは、これはやむを得ない。ただ、やむを得ないんだけど、その一人ひとりの動機付けは、これはやっぱりサラリーマンとは一線を画して、サラリーマンだとか公務員とは違うプロフェッショナルの意識というのが、最も土台にあってほしい。

その意識がこれからますます社会的要請として求められるかといったら、それはむしろ逆のベクトルなのかもしれないけれども、世の中何でもかんでもシステムチックに、経済的利益というのが第一の価値観になっていく中で、それに引きずられてしまっただけで、弁護士さんの存在価値そのものがなくなってしまうと思うんですね。社会的要請としては、むしろそっちに引きずられることを求められるのかもしれないけれども、そこで踏みとどまることができる人が、私はやっぱり最後には残るし、弁護士として全うできる人ではないのかと考えている。そうあってほしいというふうに思っています。

【福田】 例えば斎藤さんから見て、弁護士の人権活動というのが、典型的にはどんなものを想定しますか。

【斎藤】 人権活動というのは、直接的には人権侵害を受けた人に対する弁護活動であるとか、私自身が共感できるかどうかは別にして、例えば死刑を求められているような被告に対して、その弁護を、特にマスコミからたたかれてもやる活動であるとか、直接的にはそういうことだろうと思います。

あとは、今これは私はもっともっとやってもらいたいと考えているんですけども、どんどん新しい法律ができてくる、憲法も変えてしまえという要請がある。そういう中でそれが人権侵害に結びつきそうなものであれば、未然に専門家の立場から異議を申し立てていく。こういう活動がもっとあってもいいと思う。そういう意味では人権委員会、日弁連で前に鳥取の人権大会で憲法の話をやって、近代立憲主義をテーマにしていましたね。あれは非常に有意義だったと思うんですが、ただ、有意義であった一方で、何であのことがもっともっと大きく取り上げられないのかと考えると口惜しいのです。それはマスコミの責任が大きいんですけども、日弁連でも、あれはみんなが言うような9条とか、誰でもわかるような話とは違う。だけど、突き詰めると最も人権に直接かかわってくるところを、もっともっと日弁連としてクローズアップしてもよかったんじゃないかなと思っています。

【福田】 少し斎藤先生に外部の観点からお話いただきましたが、われわれ弁護士として、今私がちょっと紹介をした3つのモデルというようなものを、どんなふうに自分として考えておられるか。そこら辺簡単にそれぞれお話いただけるとありがたいんですけど、上地先生、何か。

【上地】 読んで、何たらモデル、何たらモデルというのは、僕はあまり得意じゃなくて、よくわからないんですよ。こういうふうな形で言われるとよくわからない。ただ、先ほどもチラッと言いましたけれども、人権とか言わずに、普通の事件処理の過程で、民事事件、交通事故でも貸金でも何でもいいですけども、弁護士が関与すれば、何か公正に、妥当に解決してくれるという社会の期待があるのではないかというふうに思うんですよ。それは、法によって解決を図るという部分もあるんですけども、弁護士に対する社会的な信用ということもあって、それを支えるのは何かというと、やはり弁護士がそういった公益活動というか人権擁護活動とか、有り体に言えば弁護士って正義の味方だよというイメージが、割とまだ社会に共有されている部分があると思うんですよ。公害とか冤罪とか消費者とかいろんな公益的な活動分野に携わってきて、その部分はやはり弁護士としては持っていなければいけない部分かなと、マインドとしてね。比重としてどれぐらいのものを置くかどうかはともかくとして、最後はやっぱりそういうのがある。

だから、そういう意味で会としての活動というのは僕は非常に大事だと思うんですね。それがあから、弁護士一人ひとりが信用されているんじゃないかと、弁護士制度というか、弁護士という職業が信頼されているという意味において、その部分はやはり人権というものは非常に1つの核になる部分なのかなとは思っています。ちょっとうまいこと答えられていないんですけど。

【福田】 弁護士の使命として基本的人権の擁護と社会正義の実現ということが弁護士法1条に規定されています。この弁護士の使命と、それから弁護士会という会があってという、そのところどんなふうに位置付けておられますか。

【上地】 やはり一人ひとりの活動というのもあるんですけど、会の活動を通じてそういった信頼とかが築かれていく部分もあるのかなと思うんですよ。弁護士会というものが強制加入団体として存在する意義も、そこにあるのかなとも思ったりするんですよ。やはりいろいろ立場の違いがありますが、最後の共通の基盤というのはそこで、そこを結集するのが弁護士会なのかなと。会がやっているいろいろな会務活動、委員会活動なのかなという、そんなイメージなんです。

【福田】 石田先生，ここら辺のお考えを。

【石田】 多くの弁護士は多かれ少なかれ，重点の置き方は多少違ってても，この3つのモデルをみんな持っていて，それぞれの場面場面で出して仕事をしているんだろう，一つのモデルだけで仕事していることではなからうと思います。私，個人について言えば伝統的な在野モデルに憧れて弁護士になりました。また大阪という土地柄や私が女性であるということから，基本的に自分は在野の人間であり，そうあり続ける，世の中の理不尽なことおかしなことに対しては闘わなあかんと思って，これに憧れて弁護士になりました。

「プロフェッションモデル」については，最初は違和感がありました。私は実家が商売人で，家の商売なんかも手伝っていたから，基本的には商売人の発想があるんですね。そう言う目で見ると「弁護士ってなんと偉そうなんだろう」と思いました。商売人の家では，電話取ったら，「まいど～何とか商店です！」と始まるじゃないですか。そんなことは絶対弁護士事務所では言わないし，顧客への接し方というのも，弁護士の場合と商売人の場合とでは全然違うので，何かもう少し依頼者に対して普通に丁寧に接すればいいのに，ちょっと偉そうだなと感じていました。研修所で，教官から「君たちはプロフェッションだ」と言われても，すごい違和感があり，自分はもっと依頼者に親切な優しい弁護士でありたいという，若干「ビジネスモデル」的な面も持っていました。

ところが実際に仕事を始めれば，青森の松本先生がおっしゃったように，1つ1つの事件の中で，われわれ弁護士の仕事は依頼者の人生だとか，大事な権利等を扱っていることを実感し，依頼者から信頼され，この依頼者を救いたいと思い，弁護士が力になれるところもずいぶんあるということを実感するにつれ，プロフェッションであらねばならないという自覚を持ち始めた。いわば事件と依頼者によってプロフェッションとして育てもらったという気がします。「プロフェッションモデル」の気概，「ビジネスモデル」の行動スタイル，そしてベースは「人権モデル」。その3つをうまく使って仕事をしている弁護士は多いと思うんですけどね。どうでしょう。

私は，一時期，議論を重ねて慎重な手続でと言う弁護士会の活動がまどろっこしくて，弁護士会以外の外部の実際に現場で働く人たちのグループと働く女性の問題，男女差別賃金の問題で活動していたのですが，一緒に活動していた彼女たちに言われたのですが，弁護士さんは，力もあるし，社会的信用も高い，弁護士会が意見を出してくれると私たちが声を上げるより社会的影響力もあると。そんな市民の弁護士と弁護士会に対する期待の大きさを教えてもらって，弁護士のプロフェッション性を自覚し，弁護士会活動に戻って，そこで頑張ろうと思いました。

【福田】 やっぱりここら辺は村越先生のご見解を。

【村越】 もう石田先生がきれいにまとめられました。やっぱりそんなに割り切ってスパッとこのモデルだけでやっているという方は，滅多にいないというのが本当のところではないでしょうか。ただ，仕事に追われたりとか，生活に追われたりの中で，ウエートがあっちに行ったり，こっちに行ったりしてしまうということだと思っんですね。

それと，人権擁護といったって，実はあんまり大上段に振りかぶってもよくわからないわけであって，自分にとって人権にかかわる分野なり，事件は何かということを考え，それにどのくらいウエートを置いてやっていくかということだと思っんですね。そして，今，上地先生も石田先生もおっしゃったけれど，それを担保するのは弁護士会であり，委員会活

動なんです。一人で独自に努力してやろうって、なかなか大変だし、一人でやれることって多くはありません。私の場合は、弁護士会という組織があり、委員会があって、継続的に活動をやっている。そこにかかわっているから、忙しくてもしんどくても、ここら辺までは頑張らなくてはいけないということがかるうじてできているのかなという気がします。

【福田】 特に東京の弁護士の方で、渉外事務所、大きい事務所で働いておられる先生、そういう方々の人権活動とか弁護士会活動への参加とかへの取り組みの状況について、われわれ外にいとあんまりわかりにくいところもあるものですから、少しお教えいただけるとありがたいのですが。

【村越】 第一東京弁護士会は、渉外の方が多いい会です。新入会員の多いときは半分以上が渉外事務所に入るといようなことです。事実の問題としては、なかなか渉外事務所に入られた方は、仕事が忙しくて会務に参加されないという傾向があるというのは間違いのないところで、これは悩みのタネです。はじめから、実働が実は半分しかないみたいなどころからスタートせざるを得ないということですね。

ただ、渉外に入った新入会員とか若い人と話をしてみると、彼らが別に全く人権とかに興味、関心がないとか、ビジネス一本で行くんだと思っているというわけでは決してないんです。でも、事務所の環境がそれを許さないというところがあって、それは彼らの問題ではなく、ボスなり事務所のあり方の問題なのです。そこに弁護士会はもっと強く働きかけて、渉外事務所であっても、若い人が会務なり公益活動に参加できるようにすることを求めていく努力がいると思います。

これは、他方で、先ほど前田先生が言われたとおり、結局は委員会の努力というか、弁護士会の努力にかかっている、こちらがどのくらい魅力のある委員会活動なりを提示して、人間関係もつくって引っ張り込めるかということでもあります。渉外の人でも1年目は研修委員という形で義務的に人権委員会に配属されるわけですが、彼らをつなぎ止めることが残念ながらできないんですね。研修が終わったらみんないなくなっちゃう。これはこちらの努力と力量の足りなさでもあります。去年私が会長の時に、一弁に「若手会員委員会」という組織を作りました。渉外はだめだと嘆いていても、いつまで経っても何も変わりません。渉外を含む若手会員に働きかけ結集する努力が必要です。

【福田】 若手の方、自分たちの弁護士像みたいなのをお考えになったことはありますか。

【佐藤】 このモデルの話というのは、正直言って考えたことはないです。やっぱり自分の理想とする弁護士像みたいなのはありますけれども、それを何かのモデルに当てはめて考えようということはやっぱりなくて、基本的には人権擁護、社会正義の実現も含めて、弁護士法1条の目的に沿って、この中で言えば在野モデルなのかもしれないですけども、在野の弁護士として、マチベンとしてやっていきたいというようなそれなりの理想像はありますけれども、じゃあどのモデルと言われればわからないと。当然仕事をしていく上でビジネスモデル的なところもあるんでしょうし、プロフェッショナル的な部分もどうしても出さざるを得ないでしょうし、それは石田先生がおまとめになったとおりじゃないかと思えます。

【福田】 目の前の事件を通してね。でも、それは法を通してやるという意味では正義のモデルに立脚したという、そういうことにもなるでしょうね。

松本先生も、何か弁護士像についてお考えですか。

【松本】 私もこういうカテゴライズするのではなくて、やはり自分の理想像があるんじゃないのかなというふうには考えています。やっぱり強いて言うなら「人権モデル」、「在野モデル」が私なりの弁護士のあるべき姿なんだろうというふうには認識しているのですが、先ほどもちょっと話をしましたけれども、自分の仕事が直接人権救済に役に立っているということをダイレクトで感じるということは、あまり仕事の中ではほとんどないです。でも、よくよく考えてみると、例えば過払いの問題であれば、依頼者の方が実際目の前におられるわけで、依頼者の方と一緒に問題を解決して、依頼者の方には喜んでいただける。

でも、ただそれだけで終わるのではなくて、過払いの問題も積み重ねていくと、今ものすごい大きな問題になっていますけれど、消費者問題の大きなパズルのうちのピースの1つが、見事にあてはまる。それをずっと繰り返していくと、実は大きな人権救済になっているというパズルが出来上がってしまうというようなことで、日々の仕事が何か形づけられているのではないかなという漠然とした認識は持っています。

私は勤務弁護士なので、あまり「ビジネスモデル」というところまでは、正直考えていません。1か月経てばボスからお金をもらえるということなので、あまり自分の中では「ビジネスモデル」という部分は、今のところイソ弁という立場からすれば、考えなくてもいいというよりも、枠外にあって意識していなかった点ではあります。なので、今のうちは「人権モデル」に近づくべく仕事をして、独立したときに若干「ビジネスモデル」が食い込んできたりするのかなというのも、ちょっと漠然と考えてはいますが、やはり「在野モデル」、「人権モデル」が似合う弁護士でありたいというふうには、やっぱり強く思っております。

【福田】 前田先生もずっと人権活動をやってこられたと思いますが、こういう弁護士の像みたいというか、アイデンティティみたいものについてはどういうふうにお考えですか。

【前田】 やっぱりモデルをとらえて何かやっていたということはありません。石田先生がさっきおっしゃったとおりです。弁護士として依頼者から事件を依頼されるわけですから、それにベストのサービスを提供する、これが当たり前だと思うんですよ。それをせずして、他のことを考えること自体が、まずはおかしいんじゃないかというふうに根本は思っています。

その上で、先ほど松本先生が言われましたけれども、社会正義とかいう観点を当然われわれは考えなければならぬわけだから、ただどんな事件処理をするかというときに、そこがバイアスとしてかかってくるのではないのでしょうか。

### 弁護士自治の意義とその確保

【福田】 皆さん方から弁護士の「人権モデル」というようなものが、やっぱりそれが基本にあるべき姿　そういうお話をいただきました。そのことと弁護士自治の問題ですね。多分これは、私の考えでは密接不可分の表裏一体のものかなというふうに思っていて、弁護士が自分たちで自分たちを律して、最終的には懲戒の問題も自分たちで決めると。そのことによって、外部から、特に権力、公権力から独立をして、いざというときには公権力に対しても言うべきことを言うことができる。そういうスタンスを確保する。そういう基盤になっているのかなというふうに私自身は認識をしてきているのですが、まず、

斎藤先生から見て、外部から弁護士自治というのはどういうふうに見えますでしょうか。

【斎藤】 世の中全体からいったら非常に特異な世界じゃないかと思うのですが、一人ひとりが独立しているのに、でもそういう弁護士会という確固とした団体があって、お上公認でもあるわけですから、そこがちゃんと自治機能を持っているというのは、非常に特異だけれども、すばらしい制度だと思っています。制度というか、あり方が。

逆に、僕らみたいだと資格もなければ、そういう職能集団というのありませんので、世間の信用もないわけですからね。それに対して弁護士会というのは自治の機能もあってこそ、世間の信用がちゃんと得られているという、この点はすごく、評価なんていうのはおこがましいですけども、大事なことだと思っています。これがもし侵されることがあると、それは弁護士というのは存在意義をかなり薄めてしまうのではないかと。

さっきの話に結びつけて言うと、私は石田先生がおっしゃった、何で威張っているんだというのはすごく大事なことだと思っていて、最後はバランスなんですけれど、プロフェッショナル意識が強すぎると、どうしても威張るといいます。ジャーナリストにもそういうところはあって、新聞記者本当に威張ってましたよね。だけど、だんだん威張らなくなってきた。それはいいことなだけで、その分プロ意識というの薄らいできて、今みたいな時代だと、素人のブログとどこが違うのかよくわからなくなってきました。むしろ、プロの仕事がブログに引っ張られて、どんどん質が劣化しているということがある。本当は、理想は威張らないで、かつプロ意識があるというのが一番いいわけですけども、なかなか人間はそうはいかないので、難しいんですけども、そういうプロ意識の、同じようなプロ意識を持った人たちの集団が、その世界の価値観でもって自治をしている弁護士会。これは非常にうらやましいし、絶対失われてはいけない機能だと思います。

【福田】 村越先生、単位会の会長をなさったり、日弁連の副会長をなさってこられたそういう立場も含めてなんですけれども、弁護士自治というのは、今どういう点に問題があるならあって、これからどうしていかなければいけないのか。そこら辺のお考えがありましたら。

【村越】 ご質問にぴったり答えられるのかどうか、よくわからないのですが、上海律師協会と一弁が友好協定を結んでいまして、私は昨年上海に行ってきました。あちらの弁護士会は司法省、司法局の下にあるわけで、お役人に八八ーという世界なんです。事務所を開設するかどうか司法局の許可がいりますし、上海の弁護士全員の所得を司法局が1人1人把握しているということで、すごいなと思って、答礼挨拶で、日本はそうならないように頑張りますと言って帰ってきました。だから、われわれとすれば今の我が国の弁護士自治は所与の前提というか、当然だと思っているんですけど、そうじゃなくて、世界でもまれな制度なんです。

もう一つ、イギリスでは弁護士の不祥事が頻発して、例えば法律扶助事件の報酬の水増し請求で、4200万返せとかいう裁判を起こされる弁護士さんもいる。あと弁護士に依頼者を紹介する企業が1000社くらいあるというような中で問題がいっぱい起きている。そしてご存じのとおり、綱紀・懲戒権が弁護士会から剥奪されて、第三者機関がやっているわけです。

弁護士が不祥事、社会的に批判されるようなことをたくさんやって、それに弁護士会がきちんと対応できなければ、イギリスのようなことになるだろう、ならざるを得ないだろ

うと。中国もこわいモデルだけど、イギリスもとてもこわいモデルであって、決してそういうふうにはいけない。不祥事を起こさないようにという倫理の教育、監督・指導がいるけれども、起こってきたときには、ちゃんと世の中に納得していただけるような適正・迅速な処置を弁護士会ができないといけない。弁護士会の綱紀・懲戒機能をきちんと果たして、市民の皆さんに、ちゃんとまじめにやっている、弁護士会に任せておいても、仲間うちでかばったりはしていないんだなということを認めてもらうような姿を示していくことが、弁護士自治を守っていく上で、とても大事だと思っています。

### 日弁連と単位会のあるべき関係

【福田】 日弁連を中心にして各単位会が支えてきた弁護士自治、それから基本的人権の擁護、社会正義の実現という弁護士の使命、そろそろ最後の話題に入っていきたいなと思っているんですけど、それぞれの単位会の人権擁護活動が、一番最初の話で人権擁護委員会の活動としては非常に危機的な問題がある。だけれど、弁護士全体として、あるいは若手も含めて人権に立脚をした弁護士のあり方というのは、それほどぶれてはいないのではないかと、そこら辺のお話がありました。

じゃあ、弁護士会がやっている人権救済申立事件についての活動、これをどういうふうに関心を持っていくべきなのかというのを、もう一度位置付けしておきたいんですね。これは私もよくわからないので、石田委員長や、あるいは村越先生に教えていただければありがたいんですけど、戦前の弁護士会も含めて、いつからこういう人権救済申立に対する弁護士会の対処、処置、こういう制度がつくられてきたのか。今法律上の明文の根拠はないわけですが。

【石田】 1949年に制定された日弁連の会則74条に常置委員会として人権擁護委員会がおかれ、75条には、人権擁護委員会の任務は、人権侵犯について調査をし、救済その他適切な措置をとることだと書かれていますので、日弁連発足の当時からのもんですね。弁護士法1条で弁護士の責務として人権擁護と社会正義の実現と掲げられています。その責務を実現する方策の1つとして会則でそんなふうにしたのかなと思いますが、どうでしょう。

【福田】 法律上の根拠が明確にないということが、多分調査にしても、それから勧告の効果といいますか、執行の面にしても、限界というのがありそうな気がして、もう少し位置付けが公的にされれば、人権救済申立事件に対する取り組み方についての意味が違ってくるのかなと思ったりすることもあるものですから、今後の課題ということではあるのですけれど。

そういう今後の人権救済申立事件に対する活動ということも含めて、最後にそれぞれの方から、これから人権擁護委員会として単位会と日弁連との関係、日弁連の役割、日弁連がどうしてほしいということも含めてなんですが、感想的なもので結構ですけども、お願いできたらと思います。そして最後に、斎藤先生から、今日の話の踏まえて、弁護士会とか弁護士が、今の日本の中でなすべきことに対する期待なり役割なり要請なりをお願いします。

【石田】 ここが一番難しいんですよ。日弁連と各単位会との関係ですが、日弁連が果たすべき役割としていくつかあるんでしょうけれども、まずは、日弁連という立場を利用し



て全国各単位会の現在の問題点を出し合ってもらって、何かいい方法はないかと考えていく。今2年に一度、全国人権擁護委員会委員長会議をやっていますが、今は大中小規模の単位会全部が一堂に集まっているのですが、例えばこれを隔年の狭間の年には、大規模会だけ集まる、あるいは中規模会だけ、小規模会だけということで、それぞれのサイズの単位会が持っている問題点を話し合うというふうな機会を持ってもいいのではないかと思います。

それだけではなく、各単位会がそれぞれに持っている悩みを都度日弁連に相談できる体制、日弁連には人権調査室が置かれ、3人の有能な嘱託の先生方がいらっしゃるわけですから、調査研究をして返すというようなことも考えられます。これは確かさつき村越先生がおっしゃった当初の調査室設置の構想にありましたよね。今その点が、必ずしも十分にできていない。各単位会に、日弁連をこういう使い方をしてもらったらどうでしょうかみたいなアピールをしていくというふうなことも、あるのではないのでしょうか。

それともう1つは人権擁護委員会と他の人権関連委員会との関係です。私この1年半委員長をやったんですけれども、日弁連にはたくさん人権関連の委員会があるが、現在相互の交流というのがあまりない。これからの日弁連の人権活動を継続発展していくためには、日弁連人権擁護委員会と人権関連委員会とのコネクションを密にし、総体としての人権力のアップを考えていくべきだという感を強くしています。今本当にどこの委員会もすごい活発に動いていますが、独自に動いているところを、それを集めればもっとパワーになるんじゃないかなと思っています。

【福田】 最初に人権委員長から課題設定みたいな発言をしていただきましたけれど、上地先生。

【上地】 私は、単位会の立場から見たことを言うと、先ほども言ったとおり、日弁連と単位会が断絶しているんですよ。つまり、日弁連に私も来るようになって、こんなに人権課題っていろいろあるんだということを初めて知ったわけですけど、温度差がかなりありまして、一般会員と。なんか一部のオタクな人がやっている活動ではないかと、こういうふうになってしまう。これでは、やはりなかなか力を発揮できないのかなというふうには思います。

弁護士になろうという人は、やっぱり人権課題って潜在的には興味持っている人が多いと思うんですよ。例えば、最近の問題でいったら、生活保護の問題がだいぶ取り上げられて、それで実は徳島の場合は委員会ではないんですが、有志が集まって生活保護のネットワークをつくったりというのがありますので、そういうことを日弁連が示すことができれば、それはそれで1つの動きになるのかなと。

そういう意味で、これまで情報発信があまりできていないという部分がありますので、会員に対してそういうことをきちんと伝えていく。理解と支持を得なければ、我々の人権擁護活動の機能強化というのはなかなか難しいので、そこをどういうふうにしていくかなと。そうなった場合に、双方向で議論できるような環境、例えばメーリングリストを使って全国の委員長と日弁連の委員とを結んで、そういうのをやって、リアルタイムで。例えば他の委員会だったら、日弁連でやっている課題と単位会のやっている課題が割と共通する部分が多いんですが、人権委員会に関していえばちょっとずれているんですよ。単位会は刑務所で、日弁連はすごい違うことをやっているという、そのずれというものもある

## 「座談会 弁護士会の人権活動はいま」

のかなということで、何か浮いている感じがするんですよね。そこをもう少し、今こういうことが問題になっていますよとか、情報共有できるような、それが人権擁護委員会であり、それを通じて一般会員にも知られていくという、そういうことが必要なのかなと、小規模単位会の立場から言えば。以上です。

【佐藤】 若手にこういう課題を振るのは酷なんですけど、単位会の立場からいうと、最初から出ているように、事件処理の負担というのをどれだけ減らしていくのか、それに日弁連がどういうふうにかかわっていけるのかということが、最大の課題なんだろうなと思います。事件処理について、当然全国委員長会議とかではノウハウとか話し合っているんだらうとは思いますが、もっと単純化するやり方があるのかとか、簡略化するやり方があるのかとか。そういうのについての情報交換というのが2年に1回でいいのかというのは感じる場所がありますし、石田委員長が先ほどおっしゃっていたように、単位会でも規模が違くとそれぞれやり方は違ってくるだろうし、委員の人数も変わってくるだろうし。その辺をどういうふうにするのかということで、私支部に所属しているんですけど、関東圏の支部の人たちが集まって支部の問題を話し合う支部サミットみたいのを毎年行っていて、当然サミットは年に1回なんですけれども、その準備会というのが一年中話し合いを持つ機会があって、一年中支部の人たちがどっかに集まって、代表者ですけど、それぞれの問題点を話し合うというようなことを継続的に行っているんです。そういう単位会同士の横のつながりをつくる機会というのも何かあったらいいのかなという感じがします。

【松本】 私は、青森県は先ほども話しましたが、今まで数が少なくて、実働部隊がほとんどいなかったところに、期の若い弁護士が入ったものですから、比較の実働部隊ができたので、これからおそらく人権擁護委員会は活性化していくだろうということが予想されます。その中でどういうふうにしてうまく人権擁護活動ができるのかということをおそらくこれから青森会としては考えていかなければならないと同時に、おそらく先ほどから話が上がっています刑務所の人権救済の申立についても、やはり青森でも非常に多くて新件が5件とか6件とか毎月上がってくるので、それをやっぱり処理しなければならないということもありますので、他の単位会の先生方同じ問題抱えていますので、うまく処理していかなければならないということにきているだろうと思います。

日弁連との関係、私よくわからないんですけども、例えば消費者対策問題委員会にも私入っております、消費者委員会のほうはこの間の消費者委員会の話では、日弁連の話ではこういう話をされていて、なるほど、今そういう問題が日弁連の消費者委員会のほうでは話し合われているんだというのが目に見えてわかるんですけども、人権擁護委員会の場合は、なかなかそういうことがなくて、県の単位会に上がってくる人権救済の申立の事案ばかり処理しているというような状況になっているので、日弁連との縦のつながりの強化をやはりしたほうがいいというのと、それから人権救済の申立の事案を処理する場合に、これは他の会ではどうなっているんだらうね、どのように処理しているんだらうねというのも、たまに話では上がったりますので、今佐藤先生言われたように横のつながりも、やはり重視していかないといけないと思うんです。

【福田】 日弁連と単位会で話題が共通なんですよ、多分。消費者委員会なんかはね。

【上地】 だから、本来、私も日弁連の人権擁護委員会に来ていて、徳島に帰ってやれば

いいんですけれども、多分浮いちゃうんですよ。そんなことどうでもいいとか言われてしまって、ようしません。

【福田】 じゃあ村越先生、日弁連と単位会の関係について。

【村越】 人権救済調査室の提案をしたときに、調査室にはどんなことをやっていただくのかという中で、処理マニュアルの整理、ことに簡易・大量処理システムの確立とか、情報の収集と提供とか、単位会からの照会に対する調査回答とか、そんなことを書いてみたんですが、今やれているところもあるけれども、まだできていないこともあるのではないかというふうに思います。日弁連に来る刑務所案件は、基本的に単位会に移送して終わり、あとは単位会に苦労してもらっているわけです。そこをもう少し単位会の負担を軽減できるようなことが、日弁連としてできないかなと思います。それをやるとなると、調査室をさらに増員することが必要になってくるのかもしれませんが。何とか単位会の事件処理の負担を軽減して、他に割ける余力をつくらないと、今の単位会の委員会状況というのは、なかなか改善できないのではないのでしょうか。

もう1つ、人権委員会活動は完全なボランティアというか、自己負担という形で行われているわけですが、多少なりともそういうものに対して会の補助とか援助ができないのかなと思います。そういうことに使える基金みたいなものがつくればいいですね。日弁連もいろんなことにお金を使っていて、また特別会費もつからないといけないという状況で、金のかかることは言えないのかもしれませんが、本当に人権擁護活動が大事だといふのであれば、やはりある程度のお金はそれに使っていくということで考える時期ではないかなという気はしています。そういうことで、日弁連から単位会に対し多少なりとも財政的な援助ができればと思っています。まあ、夢物語かもしれませんが。

【福田】 では前田先生、日弁連と単位会との関係について。

【前田】 その前に、弁護士会の人権救済の話なんですけれども、これが実効性がなかなかないというのが悩みのタネなんです。一昨年、「待機ボックス」のケースです、これは刑務所、拘置所、警察署にもあるんですけれども、例えば面会室の前にあるとか、あるいは医務の前にはありました。その案件を弁護士会が警告出したんですけれども、てき面に効果があったんですね。何でそうなったかというところと新聞が夕刊のトップ級で抜いたんですよ。要するにマスコミ、メディアとのタイアップがいかに重要かということだと思うんですね。やり方、同じ警告でもベタ記事になる警告だったら刑務所側も知らんぷりして無視したかもしれません。

だから、今後法的根拠の点もさることながら、いかに効果的にメディアに対してこっちが発信していくかというのが、人権救済の実効性という点では重要な点だと思います。幸い福岡というのは、適度に大きいけれども、適度に小さいので、そういったメディアとの関係も、そこそこに近い距離でそういったことを具体的にアクセスできていると思っています。今までそういう努力がなかったもので、われわれとしてはそういうところを何とか信頼構築して、効果的な人権救済活動ができるのではないかなと。

あと、日弁連との連携というところについてですが、結局はやっぱりさつき上地先生が言われたように、報告しても浮いてしまうような現状ではあるけれども、それが浮かないように、なるべく単位会の議論を少しでも日弁連の議論に近いような形にしていくのが理想だし、そうしていけば連携はおのずと取れてくるのではないのでしょうか。

### 弁護士と弁護士会への期待

【福田】 どうもありがとうございました。最後に、斎藤先生のほうから、今日の話をお聞きいただいて、弁護士会あるいは弁護士個人、人権擁護活動への斎藤先生の目から見た期待とか要望、そして今の憲法状況を含めてなんですが、あるいは民主党政権になったということも踏まえてでも結構なんですけれども、特にこれから注意をして力点を置いていくべき点、そこら辺のご示唆いただければありがたいと思います。

【斎藤】 あまり内部のこととか、専門的なことはわからないので、その辺は遠慮しますが、私は弁護士さんたちには、人権というものに対してあらゆる場面でチェック機能であってほしいと思います。さっき4つの職業みたいなことを言いましたが、うちマスコミは特にビジネスの論理というのがものすごく今強くなっていて、というのは、広告が入らなくなっているんですね。だからその分どんどんスポンサーにすり寄っている。学校の教員というのは、これは世間から日教組攻撃だとか、親方日の丸批判を浴びて、よほど信念のある人でないと、どんどんシュンとなってきて、とにかくサラリーマンの価値観というのが一番大事だということなので、どんどん弱くなっているわけですね。

そういう中で私は自分がいるマスコミがだらしないから、余計に弁護士さんたちに必要以上に期待してしまうのかもしれないかもしれませんが、やっぱり独自の視点を大切にしていってほしい。というのは、さっきの弁護士自治の話にもかかわるんですけども、あまり世間の感覚とのズレをそんなに気にしないでやってほしいのです。世間はこう思っている、法律の専門家だったらちょっと違う部分というのは必ずあるはずですよ。マスコミの話にまた戻って恐縮ですけども、例えば朝日新聞はここ10年ぐらい社員の3原則みたいなのを打ち出して、その中に、それは世間に支持される行動かという、要するに何か仕事をするときに、3つチェック項目があって、その中の最後に、それは世間に支持される行動かというのを入ってしまった。私はこれが気に入らない。だって新聞が考えるスクープとか、重要な取材というのは、必ずしも世間にとってはなじまないものもあるじゃないですか。

だから、弁護士さんたちだけはせめてそうであってほしくないというふうに思うんです。具体的には、特に人権委員会がそうやって刑務所の処理ばかりということであれば、なおのことですけども、実際に打ち出されてくる国会で審議される法案なんかについて、人権にかかわるような部分があったら、どんどんもっともっと意見や提言をしてほしいと思う。それはさっきの前田先生がおっしゃったメディアとの連携ということでも、そのたびにそういう提言をきちんと記者レクをして、不勉強な記者たちに教えてやってほしいんです。

一方で権力の側というのは、国民運動だという形で取り込もうとしているわけですから、むしろそっちから取り戻してほしいと。そこら辺が主体性のなさもマスコミの人間としては情けないけれども、そういうふうにしてほしいと思っています。さっき言った憲法における立憲主義の問題、私は何度か書いたことがあるのですが、あれは日弁連の人権委員会がやらなかったら、もっともっと世間は全然知らないわけですから、ああいうことをどんどん増やしてほしい。監視社会の問題なんかもそうですね。

もちろんいろいろな政治的な立場からいろんな人がいるわけですから、オール日弁連としては難しくても、やっぱり人権委員会の中の、極端な話、有志でもかまわないから、き

ちんと問題点を事前に国民に知らせてほしいという、無茶なのかもしれませんが、なんとか貫いていってほしい。

村越先生がおっしゃっていたお金の問題というのは、非常に大事な問題だと思います。どんなに立派なことを言っても、だからってただで働けというのは無理がある。しかも法律家が法律知識を使って何かをやるという、それはプロフェッショナルの行動なんですから、何らかの対価がなければならぬと思うんですね。今特に弁護士が増えて、仕事がない人も多いと聞いていますから、その人たちが例えば人権委員会でそういうことばかりやったら、それだけでも食えてしまうような状況がつくれれば、素晴らしいと思います。

今までもまして、日弁連と人権委員会に求められる、期待されるものは非常に大きくなっていると考えています。以上です。

【福田】 ありがとうございます。皆様のご意見をいろいろ伺ってまいりました。今日お話を伺っていて、決して人権活動というのは、若手も含めてまだまだ基盤はあるんだというふうに、むしろ意を強くさせてもらいました。今日は本当にどうもありがとうございました。